収入保険制度の実施

【令和3年度予算概算決定額 17,695(21,105)百万円】 (令和2年度第3次補正予算額 330百万円)

く対策のポイント>

品目の枠にとらわれずに、農業経営者ごとの収入全体を見て、自然災害による収入減少だけでなく、価格低下なども含めた収入減少を補てんする収入保 険制度を実施します。

<事業目標>

収入保険の加入経営体数の増加(10万経営体「令和4年度まで」)

く事業の内容>

- 1. 農業経営収入保険料国庫負担金 9,701(4,179)百万円 保険方式について、農業者が支払うべき保険料の1/2を国が負担します。
- 2. 農業経営収入保険特約補でん金造成費交付金 6,129(15,089)百万円 積立方式について、**農業者が積み立てる積立金の3倍に相当する金額を国が** 負担します。
- 3. 農業経営収入保険事業事務費負担金 1,472(1,246)百万円 収入保険制度の実施主体である全国農業共済組合連合会(全国連合会)に 対し、収入保険制度に関する事務の執行に必要な経費(人件費、旅費、システム 運営費、業務委託費等) の1/2以内を国が負担します。
- 4. 収入保険加入推進支援事業

393 (360) 百万円

全国連合会の業務委託先のほか、JA、集荷業者、農業会議、法人協会など の関係機関が推進体制(都道府県協議会)を構築して取り組む収入保険の加入 推進活動を支援します。

5. 収入保険事務処理システム整備加速化支援事業

【令和2年度第3次補正予算】330百万円

農林水産省が整備を進める共通申請サービスを利用して収入保険の加入申請 等ができるよう、全国連合会が行う収入保険システムの整備に係る経費を支援し ます。



く事業イメージン

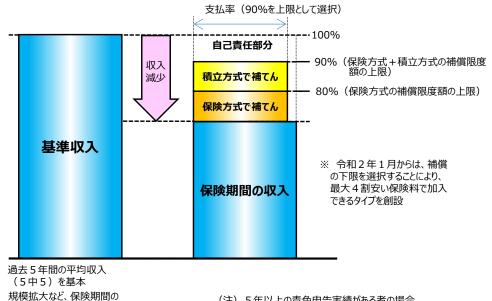
【収入保険制度の什組みの概要】

営農計画も考慮して設定

収入保険制度は、品目の枠にとらわれず、自然災害による収入減少だけでなく、価格 低下なども含めた収入減少を補てんする仕組みです。

具体的には、

- ① 青色申告を行っている農業者(個人・法人)を対象に、
- ② 保険期間の収入が基準収入の9割(補償限度額)を下回った場合に、下回っ た額の9割(支払率)について、「掛捨ての保険方式(保険金)」と「掛捨てと ならない積立方式(特約補てん金)」の組合せで補てんします。



(注) 5年以上の青色申告実績がある者の場合

「お問い合わせ先〕経営局保険課(03-6744-7147)